

資料 6

東御市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

指定地域密着型サービス事業者の公募から指定までのスケジュール

	時期	東御市	事業者
令和3年度	10月20日(水)	介護保険運営協議会（地域密着型サービス運営委員会）の開催 *募集要項等の審議	
	10月22日(金)	応募受付開始 ○市内に法人所在地がある事業者及び市内に介護(障がい)サービス事業所がある事業者に通知を送付 ○市ホームページに掲載	公募申込書提出
	11月30日(火)	公募申込書受理 応募受付終了	
	12月上旬	(一次審査) 福祉課による書類審査	
	12月中旬～1月下旬	(二次審査) 審査委員会による、書類審査、プレゼンテーション・ヒアリング及び事業予定地現地調査に基づく指定予定事業者の選定	プレゼンテーション・ヒアリング出席、現地調査立ち会い
	1月下旬～2月中旬	指定予定事業者の諮問 介護保険運営協議会の開催 *指定予定事業者の諮問に基づく審議	
	2月中下旬	指定予定事業者の答申 指定予定事業者の決定 審査結果通知の発送 公募結果を市ホームページに掲載	
令和4年度	指定月の前々月の末日までに	指定申請書受理 指定申請書審査、事業所現地調査 介護保険運営協議会の開催 ・指定に関する意見聴取 指定の決定	(開設準備が整ったら) 指定申請書提出 現地調査立ち会い
	指定月の1日	指定、通知、指定事業所告示	サービス提供開始

東御市地域密着型サービス事業者審査委員会について

令和3年7月5日適用

第1 設置

地域密着型サービス事業に係る指定候補事業者の選定を適正に行うため、東御市地域密着型サービス事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

第2 任務

審査委員会は、次の審査基準に基づく評価を行い、指定予定事業者を選定する。

- 1 事業所設置法人に関する事項
事業理念、基本方針、法人の運営状況等
- 2 事業所に関する事項
事業所予定地の状況、職員の確保・育成等
- 3 利用者に関する事項
利用者の処遇、非常災害対策、感染症対策、事故防止等、家族・地域住民との連携等
- 4 その他選定に関し必要と認める事項

第3 組織

- 1 審査委員会の委員は、副市長、健康福祉部長、福祉課長及び地域密着型サービス運営委員会委員2名をもって充てる。
- 2 審査委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。
- 3 審査委員会に副委員長を置き、健康福祉部長をもって充てる。
- 4 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、会長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

第4 審査

- 1 審査委員会の審査は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 審査にあたっては、書類審査、プレゼンテーション・ヒアリング及び現地調査を実施する。

第5 庶務

審査委員会の庶務は、健康福祉部福祉課高齢者係において処理する。

第6 その他

審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

令和3年度（令和4年度整備分）

東御市指定地域密着型サービス事業者募集要項

令和3年10月

健康福祉部 福祉課

1 公募の趣旨

東御市では、東御市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス事業所を整備するにあたり、質の高い福祉サービスを継続的に提供できるサービス事業者を公募により選定します。

2 整備年度

令和4年度

3 募集する事業の種類、整備数

No.	サービス種類	整備数	圏域	定員
1	認知症対応型共同生活介護 (介護予防含む) ※1	1事業所 (1ユニット)	市内全域	9人以下
2	地域密着型特定施設入居者生活介護 ※1、※2	1事業所	市内全域	29人以下

※1 サテライト型としての整備も可能とします。

※2 介護専用型として定員29人以下の有料老人ホームもしくはサービス付き高齢者向け住宅としての登録を受ける必要があります。

4 募集期間

令和3年10月22日(金)から令和3年11月30日(火)まで

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日は除く)

5 開設時期

令和5年3月31日までに整備を完了し、令和5年度当初までに開設すること。

6 応募要件

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 設置主体は法人格を既に有している法人であること。
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第4項(指定地域密着型サービス事業者指定に係る欠格事項)及び同法第115条の12第2項(指定地域密着型介護予防サービス事業者指定に係る欠格事項)の各号に該当しないこと。
- (3) 防災上の観点から、開設予定地が次のアからウの指定区域に該当しないこと。また、エ又はオの指定区域に該当する場合は、防災上の有効な対策を示せること^(注)。
 - ア 土砂災害特別警戒区域(いわゆるレッドゾーン)
 - イ 急傾斜地崩壊警戒区域
 - ウ 地すべり警戒区域

エ 土砂災害警戒区域（いわゆるイエローゾーン）

オ 浸水想定区域

（注）開設予定地については、事前に福祉課高齢者係と協議すること。

- (5) 事業所を開設する土地・建物は、設置者が所有権を有すること、又は取得が見込まれること、あるいは賃貸借契約の締結が確実であること。ただし、借地による場合は、事業の存続に必要な相当期間（20年以上）の賃借権又は地上権を設定すること。
- (6) 事業所開設、設備準備及び事業運営に必要な資力が十分にあり、長期間継続して安定的にサービスを提供できること。
- (7) 市税・法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 会社更生法、民事再生法等の規定に基づき、更生又は再生手続きをしていないものであること。
- (9) 東御市暴力団排除条例（平成25年条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び第6条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者は応募できません。
応募した後にこれらの者であることが判明した場合は、失格とします。

7 関係法令の遵守

事業所の設計、整備計画などの策定にあたっては、次の東御市関係条例のほか、建築基準法、消防法等関係法令に基づき、十分に検討のうえ適切な計画を策定してください。

また、関係機関（市建設課、上下水道課、生活環境課、消防課等）と十分に協議・調整してください。一度受理した整備計画書であっても、福祉課で調査した結果、開発の許可が得られないなど整備計画が成り立たないことが判明した場合は、選定の対象外となります。

東御市関係条例

- ア 東御市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第25号）
- イ 東御市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第26号）
- ウ 東御市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成24年条例第27号）

8 事業所整備に対する補助

事業所整備に対する補助については、長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金交付要綱（平成27年6月25日付け27介第174号健康福祉部長通知）に基づく補助金を活用する予定です。ただし、この補助金は、県予算の範囲内

で優先順位の高い整備計画から順に採択されるため、必ずしも採択されるものではありません。

なお、東御市では、県補助金の採択、不採択に関わらず、市単独補助は行いません。また、県の補助金交付決定後は原則取り下げることができませんので、ご承知おきください。

(1)地域密着型サービス等整備助成事業 補助単価（予定）

認知症対応型共同生活介護 33,600千円（一施設、上限）

(2)介護保険施設等の施設開設準備経費 補助単価（予定）

ア 認知症対応型共同生活介護 839千円×定員数

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護 839千円×定員数

9 選定方法等

(1) 選定方法

ア 提出された応募書類に基づき、一次審査として書類審査を行います。

イ 一次審査通過事業者について、二次審査として東御市地域密着型サービス事業者審査委員会において、施設整備、運営についてのプレゼンテーション・ヒアリング及び事業予定地の現地調査を行います。

ウ 選定は、書類審査、プレゼンテーション・ヒアリング及び現地調査の結果等を総合的に判断したうえで行います。なお、プレゼンテーション・ヒアリング及び現地調査の日程等については、応募事業者に別途通知します。

エ 上記を経た指定候補予定者について、東御市地域密着型サービス運営委員会で審議します。

(2) 主な審査項目

ア 事業理念、基本方針

イ 法人の運営状況及び当該事業の資金計画

ウ 事業所の建物・立地条件

エ 職員の確保・育成に向けた取り組み

オ 利用者の処遇

カ 非常災害対策

キ 感染症対策

ク 事故防止等

ケ 家族・地域住民と連携した取り組み

コ 医療機関等との連携

サ その他（食費・居住費等の料金設定）

(3) 選定結果の通知

選定結果は、すべての応募事業者に文書で通知します。

(4) 選定結果の公表

申込事業者数及び指定候補者として決定した事業者名は、ホームページで公表します。

(5) その他

ア 指定候補者として選考された場合であっても、指定が確定したものではありません。

イ 審査の結果、指定予定者無しとする場合があります。

10 地域住民への説明

認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の運営にあたっては、地域住民の理解や地域との連携・交流、そして事業所の整備に対して地元の理解や同意を得ることが必要です。

公募申込にあたり、事業所開設予定地が属する区の区長（必要により隣接する区の区長）及び事業所開設予定地の隣接地に係る公図上の土地地権者に事前説明をしてください。

また、公募申込書に、事前説明したことがわかる書類（任意）を添付してください。

指定候補者として選定された後、事業所開設予定地の地元住民や区等を対象に説明会を開催し、指定申請書に次の同意書を添付のうえ提出してください。

ア 事業所開設予定地が属する区の区長（必要により隣接する区の区長）の同意書

イ 事業所開設予定地の隣接地に係る公図上の土地地権者の同意書

ウ 事業所が設置する運営推進会議にかかる地元住民の代表者の運営推進会議委員就任同意書

11 提出書類

応募にあたっては、別紙「提出書類一覧表」に示す書類を提出してください。

各様式については、本市ホームページよりダウンロードしてください。

※募集期間中に提出書類の追加が生じたときは、本市ホームページに掲載します。

また、応募締切後に提出書類の追加が生じたときは、全ての応募事業者に連絡します。

12 提出書類作成における留意事項

(1) 提出部数は、正本1部、副本（正本をコピーしたもので可）2部です。

(2) フラットファイル等を用いて、A4サイズ（縦）の左穴あけ綴りとし、ファイルの表紙及び背表紙に、法人名及び「地域密着型サービス事業者公募申込書類」と記載してください。

(3) 図面はA3サイズで作成し、A4サイズにたたんで綴じてください。

- (4) 書類名(略称可)が分かるように右端にインデックスを付してください。また、インデックスは書類に直接貼付せず、白紙にインデックスを貼付のうえ、綴じてください。
- (5) 正本に原本の写しを提出する場合は、原本証明をしてください。

(例)

原本と相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 社会福祉法人〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 印
--

13 提出期限

- (1) 応募期限

令和3年11月30日(火)午後5時15分【厳守】

- (2) 提出場所

東御市総合福祉センター内 福祉課高齢者係

- (3) 提出にあたっての留意事項

ア 書類の確認を行いますので、提出に際しては事前に電話連絡のうえ、福祉課高齢者係にご持参ください。

イ 応募に関する質問は、11月15日(月)午後5時15分までに、書面、電子メール又はFAXで、福祉課高齢者係に提出してください。

質問の題名は「地域密着型サービス事業者募集についての質問」としてください。

質問に対する回答は、随時、東御市福祉課ホームページに掲載し、最後の更新を11月19日(金)とします。

なお、口頭での質問には、軽微なものを除き原則としてお答えしません。

14 応募等における留意事項

- (1) 事業所の開設予定地については、応募するまでに、所有権の取得が見込まれる、あるいは賃貸借契約の締結が見込まれる状態にしてください。

- (2) 応募に際して不正行為を行った場合または提出された書類に重大な不備又は虚偽の記載があったと認められる場合は、選定の候補から除外します。また、選定後に判明した場合は、選定の取消などの手続きを行います。

- (3) 整備計画書等の提出後、次の場合は選定の候補から除外することがありますので、留意してください。また、選定後においては選定の取消につながる可能性があります。

なお、選定の取消に伴い生じる費用について、東御市は一切負担しません。

ア 事業計画書等のうち、資金計画、建設計画等の変更があるとき

イ 必要な許認可が取得できない又は重大な変更を要するとき

ウ その他事業執行上、支障が発生したとき

- (4) この応募に関する一切の費用（書類作成及び証明にかかる費用等）については、応募者の負担とします。
- (5) 公募の公正を期するため、東御市が受理した公募申込書については、明らかな間違い及び軽微な修正を除き、内容の変更は認めません。
- (6) 事業者の選定にあたって確認が必要な事項について、追加資料の提出を求めたり、ヒアリングをする場合があります。
- (7) 提出された書類は、理由を問わず返却しません。
- (8) 公募の公平性を期するため、応募にかかる個別の相談、他の応募者の整備計画の内容に関する問い合わせ等は、一切応じません。
- (9) 審査結果についての異議申し立ては一切受け付けません。
- (10) 応募受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出していただきます。
- (11) 地域密着型サービス施設整備事業に係る施工業者の決定においては、工事価格等の適正化を図るため一般競争入札とすることを条件とし、入札の経過がわかる書類等を提出していただきます。

問い合わせ先
〒389-0502 東御市鞍掛 197
東御市総合福祉センター
東御市健康福祉部福祉課高齢者係
TEL 0268-75-5090（直通）
FAX 0268-64-8880
電子メール kaigo@city.tomi.nagano.jp

認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）の概要

（基本的な考え方）

認知症（急性を除く）の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じた自立した日常生活を営めるようにする。

《利用者》

- 本体事業所のユニット（共同生活住居）数は1以上3以下。
- 本体事業所とサテライト事業所のユニット数の合計は最大で4まで。（※）
- 1ユニットの定員は5人以上9人以下。

《人員配置》

- 介護従業者
日中：利用者3人に1人（常勤換算）
夜間：夜勤1人（ユニットごとに）
- 計画作成担当者
事業所に1人以上。
- 管理者
常勤・専従であって、3年以上認知症の介護従事経験があり、厚生労働大臣が定める研修を修了した者。

《設備》

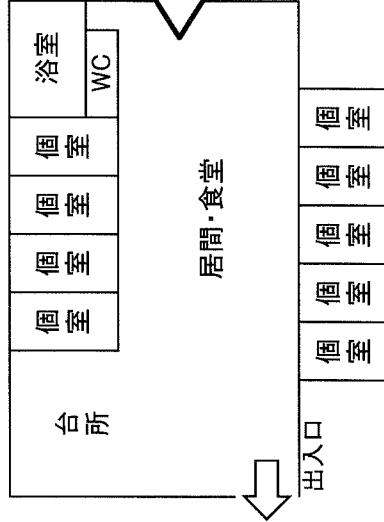
- 住宅地等に立地
- 居室は7.43㎡（和室4.5畳）以上で原則個室
- その他
居間・食堂・台所・浴室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備

《運営》

- 運営推進会議の設置
・ 利用者、家族、地域住民、外部有識者等で構成
・ 外部の視点で運営を評価
- 外部評価の実施
- 定期的に避難、救出訓練を実施し、これに当たっては地域住民の参加が得られるよう努めること。

（※）サテライト事業所のユニット数の合計が、本体事業所のユニット数を上回らないこと。

共同生活住居（ユニット）のイメージ



少人数の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指します。

認知症高齢者グループホームに期待されること

- 地域における認知症ケアの拠点として、その機能を地域に展開し、共用型認知症対応型通所介護や認知症カフェ等の事業を運営。
- 地域における介護の受け皿として、介護離職防止に寄与。

地域密着型特定施設入居者生活介護の概要

(基本的な考え方)

入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、入居者(利用者)が指定地域密着型特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

《利用者》

- 定員
29人以下
- 対象者
施設が所在する地域に住む要介護1以上の者とその配偶者等

《人員配置》

- 生活相談員
1人以上
 - 機能訓練指導員
1人以上
 - 管理者
1人(原則、常勤・専従)
 - 看護職員又は介護職員
利用者3人に1人(常勤換算)(※1)(※2)
 - 計画作成担当者
1人以上
- (※1)看護職員の数は常勤換算で1人以上 (※2)常に1人以上の介護職員を確保

《設備》

- 介護居室
 - ・ 原則個室
 - ・ フライバシー保護に配慮し、介護を行える適当な広さ
 - ・ 地階の設置は不可
- 一時介護室
 - ・ 介護を行える適当な広さ
- 浴室
 - ・ 身体の不自由な者の入浴に適したものと

- 便所
 - ・ 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備える

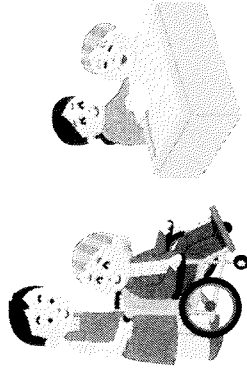
- 食堂、機能訓練室
 - ・ 機能を十分に発揮し得る適当な広さ
- 施設全体
 - ・ 車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造

《運営》

- 運営推進会議の設置
 - ・ 利用者、家族、地域住民、外部有識者等で構成
 - ・ 外部の視点で運営を評価
- 外部評価の実施
- 定期的に避難、救出訓練を実施し、これに当たっては地域住民の参加が得られるよう努めること。

地域密着型特定施設に期待されること

- 高齢者向け住まいの一つとして、多様な介護ニーズの受け皿となる。
- 介護離職の防止に寄与。



定員29人以下の小規模施設で、地域に根付いたアットホームな環境が特徴。